

別表1

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法						⑦時期・頻度	
							情報提供 ネット ワークシ ステム	専用線	電子メー ル	電子記録媒 体（フラッ シュメモリ 除く。）	フラッ シュメモ リ	紙		その他
14	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による被扶養者であることの確認等	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
15	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による措置に要する費用の徴収等	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
16	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表111の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
17	後期高齢者医療広域 連合	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表115の項	資格取得の届出の確認等	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
18	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律による支援給付 の申請及び決定又は実施、支援給付に要する 費用の返還又は徴収に係る事実の審査	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
19	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表131の項	介護保険法による第2号被保険者の被保険者 証交付申請の確認等	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
20	都道府県知事又は保 健所を設置する市の 長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医 療に関する法律による費用の負担又は療養費 の支給等	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
21	独立行政法人日本学 生支援機構	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表141の項	奨学金の貸与者の認定の際の家計支持者の 収入が機構の定める収入基準額以下であるか どうかの判定等	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
22	都道府県知事又は市 町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律による自立支援給付の支 給に関する事務等	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
23	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律によ る特定医療費の支給に関する事務等	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
24	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の 措置について」に基づく外国人であって生活 に困窮する者に係る保護の決定及び実施又 は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関 係事務に関する事務	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
25	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」の特定感 染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性 肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽 性者フォローアップ事業の実施に関する事務	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時

別表 1

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法						⑦時期・頻度	
							情報提供 ネット ワークシ ステム	専用線	電子メー ル	電子記録媒 体（フラッ シュメモリ 除く。）	フラッ シュメモ リ	紙		その他
26	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎 治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治 療特別促進事業の実施に関する事務	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
27	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業につ いて」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事 業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療 研究促進事業の実施に関する事務	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時
28	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾 患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患 治療研究事業の実施に関する事務	国民健康保険関係情報	10万人以上100 万人未満	国民健康保険被保険者	○							随時

別表 2

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法							⑦時期・頻度	
							庁内連携システム	専用線	電子メール	電子記録媒体(フラッシュメモリ除く)	フラッシュメモリ	紙	その他		その他の場合の詳細
1	戸籍住民課	住民基本台帳法第7条第1項第10号	国民健康保険被保険者資格に関する事項で政令で定めるものについての住民票への記載	国民健康保険被保険者資格に関する事項で政令で定めるもの(資格取得日、喪失日)	10万人以上100万人未満	国民健康保険法第5条及び第6条の規定による国民健康保険の被保険者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
2	税務課	番号法別表24の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第5号ア	社会保険料控除額となる国民健康保険料の確認	国民健康保険賦課情報、国民健康保険収納情報、国民健康保険資格情報等	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者のうち、目黒区に課税権がある者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
3	税務課	番号法別表24の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第3号	地方税法に基づく相続人代表者の指定に係る国民健康保険給付関係情報の確認	国民健康保険給付情報(葬祭執行者氏名、支給額、支給月、支給方法等)	1万人未満	国民健康保険被保険者のうち、目黒区に課税権がある者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
4	課	目黒区個人番号の利用に関する条例別表3の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第4条及び第11条第26号イ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月目黒区条例第41号)による医療費の助成に関する事務	国保資格情報(氏名、記号、番号、取得日、喪失日等) 国保給付情報(療養費支給に係る給付金額、保険点数、自己負担割合等)	1万人未満	ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者又は児童で国保加入者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
5	保健予防課	番号法別表14の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第17号	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務	国民健康保険資格情報等(資格取得日、喪失日、自己負担額)	1万人未満	定期予防接種対象者で国民健康保険加入者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
6	保健予防課	番号法別表105の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第17号	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	国民健康保険資格情報(資格取得日、喪失日)	1万人未満	感染症法による医療費公費負担対象者で国民健康保険加入者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
7	保健予防課	番号法別表117の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第17号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費助成(精神通院)に関する事務	国民健康保険資格情報(氏名、記号、番号、資格取得日、喪失日)	1万人未満	自立支援医療費助成(精神通院)を申請する者で国民健康保険加入者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
8	障害者支援課	番号法別表117の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第17号	自立支援医療費に関する給付との調整	<保険履歴情報> 宛名番号、履歴番号 <詳細情報> 被保険者宛名番号、被保険者との続柄、保険種別、保険者番号、保険記号、保険番号、加入日、脱退日、異動日、保険異動事由、任意継続区分、扶養区分、附加給付対象区分、公費区分、継続療養区分	1万人未満	自立支援医療対象の国民健康保険被保険者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
9	障害者支援課	目黒区個人番号の利用に関する条例別表第10の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第10条の2及び第11条第18号の2カ	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務	<保険履歴情報> 加入日、脱退日、保険者番号、保険者名、扶養区分、被保険者氏名、保険記号、保険番号 <詳細情報> 保険者番号、保険者名、保険種別、退職任意継続区分、保険記号、保険番号、被保険者(宛名番号、氏名)、続柄、扶養区分、継続療養区分、加入日、脱退日、異動日、保険異動事由、扶養区分、附加給付対象区分、公費区分	1万人未満	心身障害者医療費助成制度対象の国保加入者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
10	生活福祉課	番号法別表23の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第17号	要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査	国民健康保険関係情報(資格情報、国民健康保険料の滞納状況、給付情報)	1万人未満	国民健康保険被保険者							○		随時
11	生活福祉課	番号法別表95の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第17号	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支援に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険関係情報(資格情報、国民健康保険料の滞納状況、給付情報)	1万人未満	国民健康保険被保険者							○		随時
12	生活福祉課	目黒区個人番号の利用に関する条例別表5の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第6条及び第11条第29号オ	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」による保護の実施に関する事務	国民健康保険関係情報(資格情報、国民健康保険料の滞納状況、給付情報)	1万人未満	国民健康保険被保険者							○		随時
13	介護保険課	番号法別表100の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第17号	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険資格情報(氏名、記号、番号、取得日、喪失日等)	10万人以上100万人未満	40歳から64歳の国保加入者である介護保険第2号被保険者	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時
14	健康推進課	番号法別表111の項 目黒区個人番号の利用に関する条例施行規則第11条第17号	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	国民健康保険資格情報	10万人以上100万人未満	・肺がん、大腸がん、胃がん、肝炎ウイルス検診:40歳以上 ・子宮がん:20歳以上の女性 ・乳がん:40歳以上の女性 ・歯周疾患検診:20、30、35、40、42、45、47、50、55、60、65、70、76、80歳 ・骨粗鬆症検診:40、45、50、55、60、65、70歳の女性 上記対象者で国民健康保険の資格がある	○						○	緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。	随時